

定期健康診断等の見直し案を受けた対応

○ 第三期における健診項目の見直しについて、平成28年8月10日に「第三期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について（これまでの議論の整理）」をとりまとめたが、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の見直し案を踏まえ、引き続き検討するとした項目については、以下のとおり整理する。

これまでの議論の整理 [平成28年8月10日]	労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会 報告書(案) [平成28年10月12日]	特定健康診査における整理 (案)
<p>4 (1) ①血中脂質検査</p> <p>○ LDLコレステロールは、いわゆる「悪玉コレステロール」として既に国民や健診・保健指導の現場で定着しており、特定健康診査の円滑な運用及び検査値の連続性を担保するため、引き続き、健診項目として維持すべきである。ただし、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールを用いることも可とするかどうかも含め、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の見直しを踏まえ、引き続き検討する。</p>	<p>○ 血中脂質検査 (略)</p> <p>5) これらを踏まえて、定期健康診断等においては、引き続き、LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド※を項目とし、LDLコレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド400mg/dl以上や食後採血の場合にはnon-HDLコレステロールにて評価する）又は、本検査の円滑な実施等のため、LDLコレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。</p> <p>よって、血中脂質検査においては、HDLコレステロール及びトリグリセライドとともに、総コレステロール又はLDLコレステロールの3データを測定することとなる。</p>	<p>○ 特定健康診査における血中脂質検査は、引き続き中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールとする。</p> <p>○ ただし、定期健康診断等において、中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血のため、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールを用いて評価した場合であっても、LDLコレステロールの検査を実施したとみなすこととする。</p>

※中性脂肪＝血清トリグリセライド

4(1)③尿検査

- 尿検査は、既に基本項目として特定健康診査の全ての対象者に実施されており、侵襲性も低い検査項目であるため、引き続き、基本的な項目として維持すべきである。労働安全衛生法に基づく定期健康診断の見直しを踏まえ、引き続き検討する。

○ 尿糖検査

(略)

- 4) これらを踏まえて、定期健康診断等においては、血糖検査が必ずしも全員に実施されないこと、尿検査は侵襲性の低い検査であること等から、尿糖の検査を引き続き健診項目として維持する。

○ 尿蛋白検査等の腎機能検査

(略)

- 3) これらを踏まえて、現行の必須項目として既に実施されている尿蛋白検査を維持し、(略)。

- 尿検査は、引き続き、尿糖検査と尿蛋白検査を実施する。

4(2)③血清クレアチニン検査

○ (略)

- これを受け、今回の見直しでは、血清クレアチニン検査を詳細な健診の項目に追加し、eGFRで腎機能を評価することとする。
- 血清クレアチニン検査の対象者は、当該年の検査結果を用いて対象者を選定するとした場合、採血を2回実施する必要性があり、健診受診者及び実施者の負担が倍増する等の課題がある。一方で、65歳以上の者では、血压又は血糖値が保健指導判定値以上の者が健診受診者の8割以上となる。
- これらを踏まえ、対象者は、血压又は血糖値が保健指導判定値以上となる割合が高い年齢を設定した上で、医師が必要と認める者として考えられる。なお、設定する年齢や運用方法については、別途検討する。

○ 尿蛋白検査等の腎機能検査

(略)

- 3) これらを踏まえて、現行の必須項目として既に実施されている尿蛋白検査を維持し、血清クレアチニン検査については、糖尿病性腎症の原因と考えられる高血糖、腎硬化症の原因と考えられる高血圧等の基礎疾患を含めて労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。また、尿蛋白検査の特異度や尿潜血検査についても知見の集積等につとめることが必要である。

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断では、血清クレアチニン検査の対象者を年齢によって区分しない。よって、特定健康診査のみ年齢により対象者を設定することは、制度により実施形態が異なることになる。
- このため、血清クレアチニン検査の対象者は、年齢による区分を設定せずに、当該年の血压又は血糖検査が保健指導判定値以上の者のうち、医師が必要と認めるものを対象とする。

(参考) 定期健康診断から特定健康診査へのデータ提供の整理案 (LDLコレステロール)

条件	定期健康診断において測定するもの	定期健康診断における評価項目	医療保険者へ提供されるデータ
①-1 LDLコレステロールをフリードワルド式(F式)で求める場合		<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(F式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(F式) ・総コレステロール値 ・食後からの採血時間
①-2 食後採血の場合又は中性脂肪が400mg/dl以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・総コレステロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・non-HDLコレステロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・総コレステロール値 ・non-HDLコレステロール値 ・食後からの採血時間
② LDLコレステロールを直接法で測定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(直接法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(直接法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(直接法) ・食後からの採血時間

平成30年度以降の定期健康診断の見直し案と特定健康診査の対応

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
診察	既往歴	○	○
	(うち服薬歴)	※	○
	(うち喫煙歴)	※	○
	業務歴	○	
	自覚症状	○	○
	他覚症状	○	○
身体計測	身長	○ ^{注1)}	○
	体重	○	○
	腹囲	○ ^{注2)}	○
	BMI	○	○
血圧等	血圧	○	○
肝機能検査	GOT(AST)	○	○
	GPT(ALT)	○	○
	GTP(γ-GT)	○	○
血中脂質検査	中性脂肪	○	○
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○ ^{注3)}	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1C	□ ^{注4)}	●
	随時血糖	●	●
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値		□
	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
	心電図検査	○	□
	眼底検査		□
	血清クレアチニン検査(eGFR)	□ ^{注4)}	□
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	喀痰検査	○ ^{注5)}	

○…必須項目

●…いずれかの項目の実施で可

□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼

注1) 医師が必要でないと認めるときは省略可

注2) 以下の者については医師が必要でないと認めるときは省略可

1 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの

2 BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が20未満である者

$$BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)

注3) 定期健康診断等において、中性脂肪(血清トリグリセライド)が400mg/dl以上又は食後採血のため、non-HDLコレステロールにて評価する場合がある。

注4) 医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい項目

注5) 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可

注) 「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に定められている質問項目のうち、以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。

<質問項目中、聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合に、保険者が事業者に提供を求めることができる項目>

- ・ 貧血
- ・ 20歳からの体重変化
- ・ 30分以上の運動習慣
- ・ 歩行又は身体活動
- ・ 歩行速度
- ・ かんて食べる時の状態
- ・ 食べ方
- ・ 食習慣
- ・ 飲酒量
- ・ 睡眠
- ・ 生活習慣の改善
- ・ 保健指導の希望

※労働安全衛生法の定期健康診断は40歳以上における取り扱いについて記載している。